

# 日常生活用具費の申請をされる皆さまへ

## 日常生活用具費について

日常生活の利便のために、対象となる障害のある方に必要な用具費の一部を支給します。

### ◆ 日常生活用具費の支給を受けるには（事前にご確認ください）

- ・対象者は障害者手帳の所持者又は難病等で対象疾患に罹患<sup>りかん</sup>している人です。
- ・病院、施設等に入院、入所中の場合は支給対象にならない場合がありますので、事前にご確認ください。
- ・必ず用具の購入前に、福祉総務課にて申請が必要です。購入後の申請は対象となりません。
- ・介護保険の福祉用具の給付又は貸与をうけることができる方は、介護保険のサービスが優先となります。（◇介護保険制度の優先参照）
- ・制度対象となるのは、原則として、刈谷市が定める各品目の基準額以下の商品です。詳しくは窓口でご確認ください。

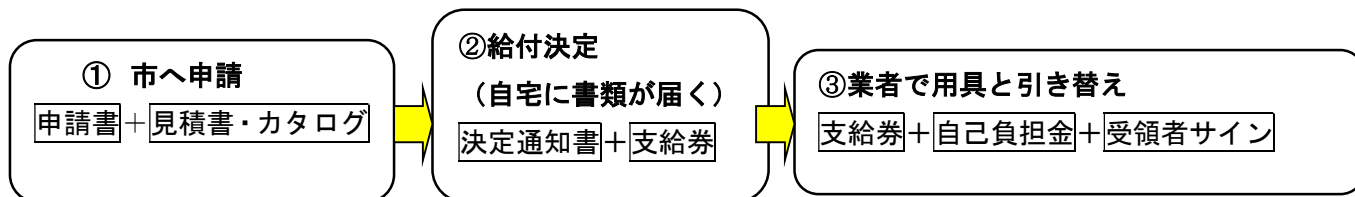
### ◆ 申請に必要なもの

①	障害を対象者要件とする方	障害者手帳等	対象要件及び対象者の本人確認のために必要です。申請時に窓口にてご提示ください。
	難病を対象者要件とする方	対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または公的機関の発行する書類）	事前にご確認ください。
②	見積書※		取扱業者※に作成を依頼し、窓口にお持ちください。
③	用具のカタログ		事前にご確認ください。
④	日常生活用具費支給申請書		申請時に窓口にて記入してください。
⑤	市町村民税（非）課税証明書 （市外から転入され市民税が刈谷市で課税されていない場合）		・申請する月が、 7月～翌年3月 : 当該年度の証明書 ・申請する月が、 4月～6月 : 前年度の証明書
⑥	その他（必要に応じ、主治医意見書など）		事前にご確認ください。

※見積書の作成は、購入予定の業者に、この制度の利用の可否を確認の上、依頼してください。  
※用具を納入できる業者は、刈谷市に代理受領の申し出をしている業者に限られます。業者の一覧は福祉総務課の窓口で確認できます。（一覧に記載されていない業者から用具を納入する場合は事前にご確認ください。）

## ◆ 日常生活用具費の支給までの流れ

<支給までの流れ>



1. 利用者は福祉総務課にて申請をします。(各用具で必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。) 申請後に福祉総務課で支給(不支給)の判定をします。
2. 福祉総務課から日常生活用具費支給決定通知書と日常生活用具費支給券が発行されます。発行には、1週間～10日程度かかります。
3. 利用者は、日常生活用具費支給券を業者に渡し、用具を受け取ります。自己負担が発生した場合は直接業者に支払ってください。(公費負担分は支払う必要はありません。)

## ◆ 日常生活用具費の利用者負担額について

- ・支給を受ける際には、原則として1割の自己負担となりますが、所得の状況に応じて負担の上限額があります。
- ・18歳以上の障害者とその配偶者、または障害児(18歳未満)の属する世帯の中で、**市民税所得割額46万円以上**の人がいる場合は、**対象外**となり、日常生活用具費の支給は受けられません。
- ・用具ごとに市で定めた基準額があり、**基準額を超えた額**については自己負担となります。

(例) 人工呼吸器バッテリー(基準額100,000円)を110,000円で購入する場合  
自己負担が発生する方の場合

基準額(100,000円)		基準外
公費対象額 90,000円(9割)	自己負担10,000円(1割)	10,000円

あわせて20,000円を業者に支払います。

自己負担が発生しない方の場合

基準額(100,000円)		基準外
公費対象額 100,000円(10割)		10,000円

10,000円を業者に支払います。

<日常生活用具費の利用者負担上限月額区分>

対象となる人	負担上限月額
生活保護世帯または市民税非課税世帯の人	0円
市民税課税世帯の人	37,200円

## ◆介護保険制度の優先

・介護保険の福祉用具の給付又は貸与をうけることができる方は、介護保険のサービスが優先となります。

### <介護保険が優先される種目>

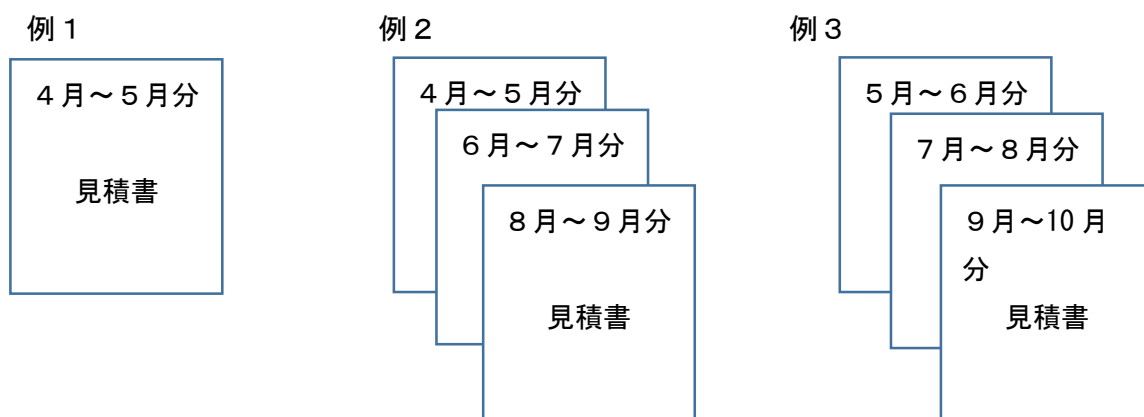
特殊寝台、特殊マット（簡易型）、特殊マット（褥瘡予防型）、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、入浴補助用具（入浴用椅子、浴槽用手すり等）、腰掛便座、移動・移乗支援用具（手すり、スロープ等）

## ◆ ストーマ装具・紙おむつ・人工内耳用電池の申請について

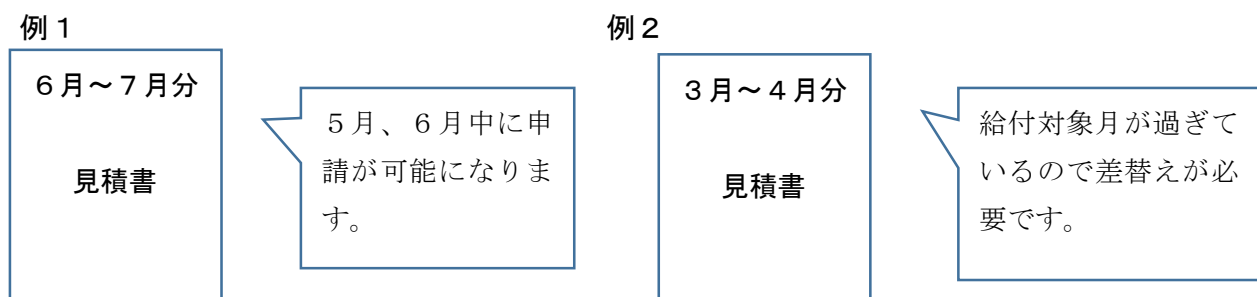
ストーマ装具、紙おむつ、人工内耳用電池の申請は、見積書1枚で2ヶ月分の用具を申請できます。また、一度の申請で3枚（6ヶ月分）まで一括申請することができます。

### 【例】

#### 4月に申請する場合の正しい例



#### 4月に申請する場合の間違った例



※申請日が見積書に記載のある給付対象月を過ぎた場合は、その給付対象月分は支給の対象になりません。その場合は見積書の差替えが必要です。

## ◆ 耐用年数について

・種目により耐用年数を定めています。（ストーマ装具など一部を除く。）原則、耐用年数内の再支給はできません。（※基準額（支給の上限額）と対象要件の一覧参照）

## ◆ 基準額（支給の上限額）と対象要件

### ☆介護保険優先種目

種 目		障害及び程度	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台 ☆	① 下肢障害 2 級以上の人 ② 体幹機能障害 2 級以上の人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の障害のある人	8 年	169,400 円
	特殊マット (簡易型) ☆	① 療育手帳 A 判定 (IQ 35 以下) の人 ② 下肢障害 2 級以上で、常時介護を要する人 ③ 体幹機能障害 2 級以上で、常時介護を要する人 ④ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の状態にある人	5 年	21,560 円
	特殊マット (褥瘡予防型) ☆	① 下肢障害 2 級以上で、常時介護を要し褥瘡の予防を要する人 ② 体幹機能障害 2 級以上で、常時介護を要し褥瘡の予防を要する人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の状態にある人	5 年	100,000 円
	特殊尿器 ☆	① 下肢障害 2 級以上で、常時介護を要する人 ② 体幹機能障害 2 級以上で、常時介護を要する人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の状態にある人	5 年	73,700 円
	入浴担架	① 下肢障害 2 級以上で、入浴に介助を要する人 ② 体幹機能障害 2 級以上で、入浴に介助を要する人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の状態にある人	5 年	82,400 円
	体位変換器 ☆	① 下肢障害 2 級以上の人 ② 体幹機能障害 2 級以上の人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の障害のある人	5 年	16,500 円
	移動用リフト ☆	① 下肢障害 2 級以上の人 ② 体幹機能障害 2 級以上の人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の障害のある人	4 年	159,000 円
訓練椅子	① 下肢障害 2 級以上の人 ② 体幹機能障害 2 級以上の人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の障害のある人 ※それぞれ 18 歳未満であること	5 年	33,100 円	
自立生活支援用具	入浴補助用具 ☆	① 下肢障害のある人で、入浴に介助を要する人 ② 体幹機能障害のある人で、入浴に介助を要する人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の状態にある人	5 年	99,000 円
	腰掛便座 ☆	① 下肢障害 2 級以上の人 ② 体幹機能障害 2 級以上の人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の障害のある人	8 年	23,500 円

種 目	障害及び程度	耐用年数	基準額	
自立生活支援用具	頭部保護帽	① 療育手帳A判定（IQ35以下）の人 ② てんかんの発作等により頻繁に転倒する人 ③ 平衡機能、下肢、または体幹機能に障害のある人で、歩行困難または歩行不安定があり、頻繁に転倒する人 ④ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の状態にある人	3年	32,340円
	歩行補助つえ	① 平衡機能、下肢または体幹機能に障害のある人で、本用具の使用により歩行を十分に行うことができる人 ② 難病患者等で上記と同程度の状態にある人	3年	4,620円
	移動・移乗支援用具 ☆	① 平衡機能、下肢または体幹機能に障害のある人で、家庭内の移動等において介助を必要とする人 ② 難病患者等で上記と同程度の状態にある人	8年	66,000円
	洗浄乾燥機能付便座	① 療育手帳A判定（IQ35以下）の人 ② 上肢障害2級以上の人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の障害のある人	8年	95,000円
	火災警報器	① 療育手帳A判定（IQ35以下）の人 ② 身体障害者手帳2級以上の人 ③ 精神障害者保健福祉手帳2級以上の人 ④ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の障害のある人 ※それぞれ火災発生時の感知や避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する人であること	8年	15,500円/台
	自動消火器	① 療育手帳A判定（IQ35以下）の人 ② 身体障害者手帳2級以上の人 ③ 精神障害者保健福祉手帳2級以上の人 ④ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の障害のある人 ※それぞれ火災発生時の感知や避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する人であること	5年	28,700円
	IH調理器	① 療育手帳A判定（IQ35以下）の人 ② 視覚障害2級以上の人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の障害のある人 ※それぞれ18歳以上であること	6年	15,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	① 視覚障害2級以上の人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人	10年	12,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	① 聴覚障害2級以上の人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人 ※それぞれ聴覚障害者等のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する人	5年	87,400円

種 目	障害及び程度	耐用年数	基準額
透析液加温器	① 腎臓機能障害3級以上の人で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う人 ② 難病患者等で上記と同程度の状態にある人	5年	69,000円
ネブライザー（吸入器）兼電気式たん吸引器	① 呼吸器機能障害3級以上の人 ② 上記と同程度の状態にある人 ※それぞれネブライザー（吸入器）及び電気式たん吸引器の両方が必要と認められる人であること	5年	92,000円
ネブライザー（吸入器）	① 呼吸器機能障害3級以上の人 ② 上記と同程度の障害のある人	5年	24,000円
電気式たん吸引器	① 呼吸器機能障害3級以上の人 ② 上記と同程度の障害のある人	5年	68,000円
酸素ボンベ運搬車	① 呼吸器機能障害のある人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人 ※それぞれ医療保険における在宅酸素療法を受ける人であること	10年	17,000円
音声式体温計	① 視覚障害2級以上の人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人	5年	9,000円
音声式体重計	① 視覚障害2級以上の人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人	5年	15,000円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	① 呼吸器機能障害3級以上の人 ② 上記と同程度の障害のある人	6年	173,250円
自家発電機	① 呼吸器機能障害3級以上の人 ② 上記と同程度の障害のある人 ※それぞれネブライザー（吸入器）兼電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器または人工呼吸器のいずれかを使用している人であること	10年	110,000円
人工呼吸器用バッテリー	① 呼吸器機能障害3級以上の人 ② 上記と同程度の障害のある人 ※それぞれ在宅で常時人工呼吸器を使用している人であること	5年	100,000円
外部バッテリー（ポータブル電源を含む）	① 呼吸器機能障害3級以上の人 ② 上記と同程度の障害のある人 ※それぞれネブライザー（吸入器）兼電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器のいずれかを使用している人であること	5年	50,000円

在宅療養等支援用具

種 目	障害及び程度	耐用年数	基準額	
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	① 視覚障害2級以上の人で、情報の収集をする上で本用具の使用が必要と認められる人 ② 難病患者等で上記と同程度の状態にある人	6年	383,500円
	携帯用会話補助装置	① 音声機能もしくは言語機能に障害のある人 ② 上肢、下肢または体幹機能に障害のある人で、発声・発語が著しく困難である人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の状態にある人	5年	98,800円
	視覚障害者用拡大読書器	① 視覚障害者で、文字等を読む上で本装置の使用が必要と認められる人 ② 難病患者等で上記と同程度の状態にある人	8年	198,000円
	視覚障害者用時計	① 視覚障害2級以上の人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人	5年	15,000円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	① 視覚障害2級以上の人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人	6年	99,800円
	音声ICタグレコーダー	① 視覚障害2級以上の人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人	6年	59,800円
	情報・通信支援用具	① 視覚障害2級以上の人 ② 上肢障害2級以上の人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の障害のある人 ※それぞれ使用により社会参加が見込まれ、当該用具がなければ情報機器(パーソナルコンピュータ)の操作が困難な人であること	4年	100,000円
聴覚障害者用情報受信装置	① 聴覚障害者で、テレビの音声情報を認識する上、本装置の使用が必要と認められる人 ② 難病患者等で上記と同程度の状態にある人	6年	88,900円	

種 目	障害及び程度	耐用年数	基準額	
情報意思疎通支援用具	聴覚障害者 用通信装置 (ファックス)	① 聴覚障害者または発声・発語が著しく困難である人で、 通信手段として必要と認められる人 ② 難病患者等で上記と同程度の状態にある人	5年	30,000円
	点字器	① 視覚障害者 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人	5年	9,500円
	点字タイプ ライター	① 視覚障害2級以上の人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人 ※それぞれ就学もしくは就労しているかまたは就労が見込まれる人であること	5年	74,000円
	視覚障害者 用ポータブル レコーダー	① 視覚障害2級以上の人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人	6年	ア 録音再生機 99,800円 イ 再生専用機 48,000円
	人工喉頭	① 音声機能に障害のある人で、喉頭を摘出した人 ② 難病患者等で上記と同程度の状態にある人	5年	77,100円
	人工内耳ス ピーチプロ セッサ(買 替え)	① 聴覚障害者 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人 ※それぞれ人工内耳埋込手術を受けており、医療保険の適用 となる体外装置を装用後5年を経過している人であること	5年	350,000円
	人工内耳用 電池	① 聴覚障害者 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人 ※それぞれ人工内耳埋込手術を受けている人であること		2,500円/月
	人工内耳用 充電器	① 聴覚障害者 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人 ※それぞれ人工内耳埋込手術を受けている人であること	3年	30,000円
排泄管理支援用具	ストーマ装 具(消化器 系)	① 直腸の機能障害のある人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人 ※それぞれ消化器系のストーマの造設を受けた人であること		9,460円/月 ※対象品目一覧 参照
	ストーマ装 具(尿路系)	① ぼうこう機能障害のある人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人 ※それぞれ尿路系のストーマの造設を受けた人であること		12,430円/月 ※対象品目一覧 参照



種 目	障 害 及 び 程 度	耐 用 年 数	基 準 額
排泄管理支援用具	洗腸装具 ① 直腸の機能障害のある人 ② 難病患者等で上記と同程度の障害のある人 ※それぞれ消化器系のストーマの造設を受けた人であること	6か月	18,920円
	紙おむつ等 (脱脂綿、サ ラシ、ガー ゼ、アナルプ ラグ、尿取り パッド、おし りふき) ① ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ装具を装着できない人 ② 二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある人 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある人 ④ 6歳未満に発生した脳性麻痺等が原因である脳原性運動機能障害により排便・排尿の意思表示が困難な人 ⑤ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の状態にある人 ※それぞれ3歳以上であること		12,570円/月
	収尿器 ① 下肢機能障害者で排尿機能障害のある人 ② 体幹機能障害者で排尿機能障害のある人 ③ 難病患者等で上記のいずれかと同程度の状態にある人	1年	8,470円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のある人のうち、他制度において住宅改修を行っていない人		200,000円

#### ストーマ装具対象品目一覧

皮膚保護剤(ペースト/パテ、パウダー、ウエハー)	凝固剤
コンベックス・インサート	ストーマ用ベルト
フィルムドレッシング剤、テープ剤	ストーマレッグバッグ(レッグバッグベルトも含む)
皮膚被膜剤(リムーバー)	ナイト・ドレーナーズバッグ
皮膚清浄剤	ストーマ袋カバー
ガーゼ、脱脂綿	ストーマ用ハサミ、フレンジカッター
消臭剤(粉末、錠剤、液体、シート等)	ストーマ用腹帯、サラシ、オストミーパンツ
潤滑剤	入浴用補助具

カテーテル挿入者用ストーマ用装具に付随して必要となるガーゼ、固定用具、固定下着、剥離剤、プラスチックコネクタ及びテープも対象となります。

#### ◆ その他

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢機能に障害のある人は、上肢に障害のある人と、移動機能に障害のある人は、下肢または体幹機能に障害のある人として取り扱うものとします。

- 2 難病患者等であって、障害のある人の該当の有無の判定については、医師の意見書に基づき行うものとします。
- 3 次に掲げる人は、医師の意見書に基づき支給対象者であることが確認できる人に限ります。
  - ア 頭部保護帽の支給を受けようとする人のうち、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人
  - イ ネブライザー（吸入器）兼電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器及び動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）の支給を受けようとする人で、呼吸器機能障害3級以上と同程度の障害のある人
  - ウ 自家発電機、人工呼吸器用バッテリー及び外部バッテリー（ポータブル電源を含む）の支給を受けようとする人。ただし、日常生活用具費の給付履歴において、ネブライザー兼電気式たん吸引器、ネブライザー、電気式たん吸引器を現に使用していることが確認できる人は除きます。
  - エ 紙おむつ等の支給を受けようとする人。ただし、2回目以降に支給を受けようとする場合において、前回申請時と状態に変化がない人は除きます。
- 4 歩行補助つえは、医師の意見書により必要と認められた場合に限り、2本を申請できるものとし、その場合の基準額は当該基準額の2倍とします。
- 5 火災警報器は、1世帯につき3台を限度とします。ただし、住居の2階以上の階に寝室がない場合は2台までとします。
- 6 ネブライザー兼電気式たん吸引器の購入に係る用具費の支給を受けた人は、ネブライザーまたは電気式たん吸引器の購入に係る用具費の支給を受けることができません。ただし、支給を受けたネブライザー兼電気式たん吸引器の耐用年数が経過した場合は支給を受けることができます。
- 7 1回の申請の対象とする用具の個数は、原則として1個（付属品を含む。）とします。ただし、体位変換器、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置、人工呼吸器用バッテリー、外部バッテリー（ポータブル電源を含む）及び、情報・通信支援用具については、基準額の範囲内で複数個の申請をすることができます。
- 8 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。
- 9 人工内耳用電池、ストーマ装具及び紙おむつ等については、6月分の見積書（1枚につき2月分以内の月分を記載したものに限る。）を限度として、一括で申請することができます。
- 10 人工内耳用電池、ストーマ装具及び紙おむつ等に係る日常生活用具費支給券は、見積書1枚につき1枚交付します。
- 11 基準額は、用具費の支給に係る上限額とし、消費税及び地方消費税相当額を含みます。
- 12 人工内耳用電池、ストーマ装具及び紙おむつ等の基準額はそれぞれの1月分の基準額です。

2024年4月 福祉総務課

## ◆ 問い合わせ先・申請窓口

刈谷市役所 福祉総務課 （市庁舎2階③窓口）

TEL 0566-62-1208 FAX 0566-24-3481